

○滝沢市男女共同参画推進委員会設置要綱

平成17年4月26日

告示第82号

改正 平成18年3月29日告示第90号

平成23年7月15日告示第154号

平成25年12月13日告示第176号

平成27年3月30日告示第58号

注 平成27年3月から改正経過を注記した。

(設置)

第1条 男女共同参画計画に関する重要事項を推進するため、滝沢市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、滝沢市男女共同参画計画「たきざわ輝きプラン」の推進及び進捗状況を管理するため必要な情報を収集し、普及活動に努める。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市内に住所を有する者（公募を含む。） 5人

(2) 市内企業 2人

(3) 関係団体 5人

(4) 知識経験を有する者 3人

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員のうちから互選とする。

2 委員長は、会務を総理し、委員会の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴

くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民環境部地域づくり推進課において処理する。

(平27告示58・一部改正)

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年4月26日から施行する。

附 則 (平成18年3月29日告示第90号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年7月15日告示第154号)

この告示は、平成23年7月15日から施行する。

附 則 (平成25年12月13日告示第176号抄)

(施行期日)

1 この告示は、平成26年1月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日告示第58号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。